

令和2年5月25日

地域密着型サービス事業所 管理者 様
居宅介護支援事業所 管理者 様

諏訪広域連合 介護保険課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止対応に伴う地域密着型サービスの
サービス提供等について(通知)

日頃より、諏訪広域連合の介護保険事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、感染拡大防止につきまして、皆様のご努力により諏訪広域内のサービス事業所からの感染者はひとりも出ていない状況に、改めて感謝申し上げます。

さて、地域密着型サービスにおける新型コロナウイルス感染拡大防止による6月1日以降の対応を下記のとおりといたしますので、その取り扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

記

1 地域密着型通所介護のサービス提供について

【5月31日までの取り扱い】

令和2年4月17日付けの通知において、4月16日に緊急事態宣言が発せられたことから、4月19日までとじていた通常によらないサービスでの提供を5月31日まで可能とした。

(通常によらないサービス:令和2年4月6日通知参照)

【6月1日からの取り扱い】

利用者等からの要望や事業所の方針等から、通常によらないサービスでの提供を引き続き「可能」とする。

2 地域密着型サービスの運営推進会議について

【5月31日までの取り扱い】

令和2年3月24日付けの通知において、開催する場合は感染症対策を十分に講じることとするが、感染拡大防止の観点から事業所の実情を勘案し、文書による情報提供・報告、延期、中止等柔軟に扱って差し支えない。運営推進会議を開催しないことにより運営基準違反とはしない取り扱いとした。

【6月1日からの取り扱い】

運営推進会議については、以下のいずれかの方法により開催するものとする。

- 感染拡大防止の観点から事業所の実情を勘案し、書面による開催。
書面による開催方法としては、基本資料を各委員に送付し、電話、FAX、メール等により意見を求めること。
- 通常の一堂に会しての開催。

通常の一堂に会しての開催にあたっては、国等の通知を参照し、十分な感染拡大防止対策を講じること。

なお、一堂に会しての開催または書面による開催のどちらも行わない場合は、運営基準違反により指導の対象となるので注意すること。

また、基本資料のその他の欄には、新型コロナウイルス感染防止対策について、事業所の取り組みを記載すること。

3 保険者が行う実地指導について

【6月1日からの取り扱い】

諏訪広域連合が指定する事業者については、6月から現地に赴かない書面による指導を行う。

書面による指導の方法としては、事業所から事前に提出された書類等により検査を行うこととし、対象の事業所については随時通知をする。

なお、本年9月からは通常の実地指導を行う予定である。

今後、諏訪広域管内での感染状況や、国の通知等により上記の取り扱いを変更する場合がありますのでご承知ください。変更する場合には改めて通知いたします。

引き続き、感染防止にご配慮いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスにつきましては、日々状況が変化しておりますので、引き続き最新かつ正確な情報の収集にご留意ください。

諏訪広域連合ホームページに厚生労働省の関連通知等を掲載しておりますので、必ずご確認をお願いいたします。

諏訪広域連合 介護保険課
事業所指導・支援係 五味 宮田 高橋
Tel:0266-82-8162
Fax:0266-71-2071
E-mail: kaigo@union.suwa.lg.jp